



「高齢者がいつまでも 安心して暮らせるまち北区」 をめざして



高齢者の介護・福祉・保健の総合相談窓口 地域包括支援センター・ブランチ

主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師や看護師などの専門職が連携し、チームとして高齢者の方々を支援します。高齢者の皆さんのお困りごとだけでなく、ご家族や地域の方からの相談も受け付けています。高齢者の権利を守るため、成年後見制度の相談や、高齢者虐待、消費者被害を防ぐための取組も行っています。



- ① 北区地域包括支援センター**
☎06-6313-5568
神山町15-11 (北区在宅サービスセンター内)
(滝川・堀川・西天満・菅南・菅北・北野)
(梅田東・北天満・済美・曽根崎・堂島・中之島)
- ② 梅田東地域総合相談窓口(ブランチ)**
☎06-6372-0804
芝田2-10-39 (大阪府済生会中津病院 西棟1階)
(梅田東・北天満・済美・曽根崎・堂島・中之島)
- ③ 北区大淀地域包括支援センター**
☎06-6354-1165
長柄中1-1-21 (ハートフルかのう内)
(豊仁・豊崎東・中津・大淀東・大淀西)
(本庄・豊崎)
- ④ 豊崎地域総合相談窓口(ブランチ)**
☎06-6371-6233
本庄西2-6-15 (藤ミレニアム内)
(本庄・豊崎)

「成年後見制度」を ご存知ですか？



成年後見制度は、認知症などで判断能力が十分でない方を保護・支援するために、法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重しながら生活状況や身体状況などを考慮して、本人の生活や財産を守る制度です。

法定後見制度では判断能力の程度に応じて、「後見」(自分ではほとんど判断できない)・「保佐」(判断能力が著しく不十分である)・「補助」(判断能力が不十分である)の3つに分かれており、親族等からの申し立てを受け、家庭裁判所によって選任されます。

〈成年後見制度についての相談先〉
大阪市成年後見支援センター
☎06-4392-8282 FAX 06-4392-8900
※65歳以上の方は、北区地域包括支援センターまたは北区大淀地域包括支援センターでも相談を受け付けています

みんなで防ごう 高齢者虐待

虐待?と思ったら、ためらわずに相談してください。
通報者の秘密は守られます。

- 不自然なあざや
やけどのあとが
見られる。
- 家の中から
怒鳴り声や悲鳴が
よく聞こえてくる。
- 汚れたり破れた
衣類を着ていたり、
異臭がする。
- 年金や
財産収入等があるのに
お金がないと訴える。

〈高齢者虐待の相談窓口〉
北区役所福祉課 ☎06-6313-9508
または上記**①～④**の地域包括支援センター・ブランチ